

王子グループの役員・従業員の皆さまへ

責任開始期
(加入日)

2025年11月1日

王子グループ 団体定期保険(Bグループ)

<こども特約付団体定期保険>



新規加入・増額のご案内

死亡および所定の高度
障がい状態を保障します。

団体保険としての割引が適用された
お手頃な保険料で
保障が得られます。

加入手続きは簡単です。

医師による診査はなく告知のみでお申
し込み手続きができます。

※健康状態によっては加入いただけない
場合があります。

剰余金があれば
配当金をお支払いします。

配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額
の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動
しますので、将来のお支払いをお約束するもの
ではありません。

《申込書ご提出先》

●本社……人事部 ●工場……事務部 ●グループ会社……総務人事担当窓口

告知事項に該当する方は上記より「被保険者告知書」をお取り寄せください。

すでにご加入の方で「申込書兼告知書」のご提出がない場合は、現在のご加入内容で自動更新となります。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障がい状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたっては、当パンフレット(「特に重要なお知らせ」を含みます。)に記載されているこの保
険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さま全員(配偶者・こどもを含む)の
ご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等も
ふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性
をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



大樹生命コールセンター



0120-344-338

受付時間：9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

※お問い合わせの際には、団体名「王子グループ」をお申し出ください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させて
いただく場合がございます。



■本制度専用のWEBサイトもぜひご覧ください!

社内および自宅インターネットから閲覧できます。

アドレス <https://www.273139.com/feps/id00088/>

企業コード ojigroup

申込締切日：2025年9月17日(水)

王子ホールディングス株式会社

団体番号：0264113

団体定期保険(Bグループ) <こども特約付団体定期保険>

制度の特徴

その1 **死亡および所定の高度障がい状態**になったときの保障を目的とする1年更新の保険です。

王子グループのスケールメリットを活かした**お手頃な保険料**です。

その2 医師による診査はなく**告知のみでお申し込み手続き**ができます。
(健康状態によっては加入いただけない場合があります。)

その3 **配偶者・こどもも加入**できます。
(本人の加入が前提です。)

その4 **退職後も継続**できます。
退職後も最高70歳6か月以下(更新時)まで継続加入できます。(詳細はP4をご覧ください)
※定年退職および会社都合退職だけでなく、自己都合退職も対象となります。

配当金

加入者から集めた保険料から保険金をお支払いし、剰余金がある場合に、配当金をお支払いするしくみです。
配当金がある場合、保険料の実質負担は軽減されます。



参考 過去の配当実績

- 過去5年間の配当金還元率の平均は、**約31.1%**でした。

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
配当金還元率	約 36.7 %	約 19.8 %	約 35.1 %	約 32.8 %	約 31.1 %

※配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

※配当金還元率とは、お払い込みいただいた保険料のうち、配当金として還元した割合を指します。

こんなにお役にたっています！

2023年度は5名(3,900万円)に保険金をお支払いいたしました。

保険金の給付イメージ

万一（死亡・所定の高度障がい状態）の場合、保険金が支払われます。

万一の場合

高度障がいのとき

所定の高度障がい状態になったとき、ご本人に**高度障がい保険金**をお支払いします。

本人へ

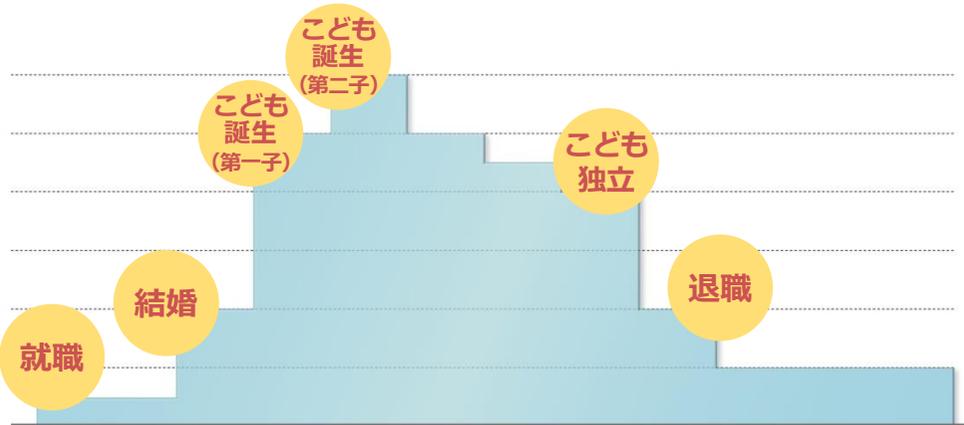
亡くなられたとき

亡くなられたとき、残されたご家族に**死亡保険金**をお支払いします。

ご家族へ

※保険金をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ（契約概要）」および「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

必要保障額のイメージ



社会人としての自覚が芽生え自分の保障をしっかりと考え始める年代

結婚により家族が増えるため十分な保障が必要になる年代

教育費やご家族の生活費が多くなり必要保障額が最も大きくなる年代

お子さまの独立で生活費は減少しますが病気のリスクが高まる年代

それまで蓄えてきた資産とバランスをとって必要保障額を再設定する年代

世代別おすすめ加入例

独身型

本人・男性23歳

万一の時に備える保障を



本人	保険金額	1,000万円	月払保険料	1,230円	
				合計月払保険料	1,230円

夫婦型

本人・男性33歳、配偶者・女性27歳

保険料は抑えつつ充実の保障を



本人	保険金額	3,000万円	月払保険料	3,690円	
配偶者	保険金額	600万円	月払保険料	558円	
				合計月払保険料	4,248円

家族型

本人・男性43歳、配偶者・女性38歳、こども（10歳・6歳）

ご家族の安心のための保障を



本人	保険金額	4,000万円	月払保険料	7,400円	
配偶者	保険金額	1,000万円	月払保険料	1,300円	
こども（2人）	保険金額	200万円	月払保険料	140円×2	
				合計月払保険料	8,980円

充実型

本人・男性58歳、配偶者・女性52歳

こどもは独立、最低限必要な保障を



本人	保険金額	2,500万円	月払保険料	12,050円	
配偶者	保険金額	600万円	月払保険料	1,518円	
				合計月払保険料	13,568円

※上記は一般的な必要保障額のイメージであり、実際の必要保障額は世帯ごとの経済状況などで異なります。

※上記記載の保険料は概算です。保険料は年齢・性別により異なります。

保険金額と月払保険料（概算）

（単位：円）

保険年齢		15歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～60歳		61歳～65歳		66歳～70歳	
生年月日		H2.5.2 ～H22.11.1		S60.5.2 ～H2.5.1		S55.5.2 ～S60.5.1		S50.5.2 ～S55.5.1		S45.5.2 ～S50.5.1		S40.5.2 ～S45.5.1		S35.5.2 ～S40.5.1		S30.5.2 ～S35.5.1	
保険金額	性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	本人	5,000 万円	6,150	4,650	7,350	6,500	9,250	7,500	12,450	9,850	17,300	12,650	24,100	15,550	—	—	—
4,000 万円		4,920	3,720	5,880	5,200	7,400	6,000	9,960	7,880	13,840	10,120	19,280	12,440	—	—	—	—
3,500 万円		4,305	3,255	5,145	4,550	6,475	5,250	8,715	6,895	12,110	8,855	16,870	10,885	—	—	—	—
3,000 万円		3,690	2,790	4,410	3,900	5,550	4,500	7,470	5,910	10,380	7,590	14,460	9,330	—	—	—	—
2,500 万円		3,075	2,325	3,675	3,250	4,625	3,750	6,225	4,925	8,650	6,325	12,050	7,775	17,950	10,000	—	—
2,000 万円		2,460	1,860	2,940	2,600	3,700	3,000	4,980	3,940	6,920	5,060	9,640	6,220	14,360	8,000	—	—
1,500 万円		1,845	1,395	2,205	1,950	2,775	2,250	3,735	2,955	5,190	3,795	7,230	4,665	10,770	6,000	—	—
1,000 万円		1,230	930	1,470	1,300	1,850	1,500	2,490	1,970	3,460	2,530	4,820	3,110	7,180	4,000	10,470	5,260
600 万円		738	558	882	780	1,110	900	1,494	1,182	2,076	1,518	2,892	1,866	4,308	2,400	6,282	3,156
400 万円		492	372	588	520	740	600	996	788	1,384	1,012	1,928	1,244	2,872	1,600	4,188	2,104
200 万円	246	186	294	260	370	300	498	394	692	506	964	622	1,436	800	2,094	1,052	

（単位：円）

保険年齢		3歳～22歳	
生年月日		H15.5.2 ～R5.5.1	
保険金額	性別	男女共通	
	子ども	400 万円	280
300 万円		210	
200 万円		140	
100 万円		70	

※上記の保険料は概算保険料であり、正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。ただし、子どもの保険料は確定しています。

※本人は、保険年齢61歳～65歳の方は2,500万円限度、66歳～70歳の方は1,000万円限度となります。

※本人・配偶者の新規加入・増額は、保険年齢65歳までです。66歳を超え引き続き加入する場合は、更新時70歳まで継続加入できます。ただし、継続加入後の増額はできません。

※退職後継続加入の方の保険金額および保険料は上記と異なりますので、別途ご案内します。

※保険年齢は、2025年11月1日を基準に満年齢で計算し、1年未満の端数については6か月を超えるものは切り上げ、6か月以下のものは切り捨てます。

お取り扱い内容

<p>加入資格</p>	<p>健康で正常に勤務されている王子グループの役員・従業員、および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者・子どもで、2025年11月1日現在、以下に該当する方。</p> <p>本人 満15歳以上65歳6か月以下（昭和35年5月2日～平成22年11月1日生まれ）の方。ただし、60歳6か月超65歳6か月以下（昭和35年5月2日～昭和40年5月1日生まれ）の方は、保険金額2,500万円限度となります。</p> <p>配偶者 満18歳以上65歳6か月以下（昭和35年5月2日～平成19年11月1日生まれ）の方。</p> <p>継続加入（本人・配偶者） 65歳6か月を超えて引き続き加入する場合は、更新時70歳6か月以下（昭和30年5月2日以降生まれ）の方まで継続加入できます。ただし、保険金額は既加入保険金額以下で、1,000万円限度となります。増額はできません。</p> <p>子ども 2歳6か月超22歳6か月以下（平成15年5月2日～令和5年5月1日生まれ）の方。 ※本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者に関する規定を準用）が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一旦加入すれば、更新時に病気加療中であっても、加入資格を満たす限り、既加入保険金額または年齢ごとに定められた最高保険金額のいずれか低い金額の範囲内で継続することができます。 	<p>脱退</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人が脱退（死亡・高度障がい含む）された場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。 ●脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。
<p>配偶者・子どもの加入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者・子どものお申し込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。 ●夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。 ●子どもが加入する場合は、加入資格のある子どもは全員加入してください。また、保険金額は全員同一としてください。 ●配偶者・子どもの保険金額は、本人の保険金額を超えることはできません。 	<p>中途変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加入は年1回のみで、保険期間途中での加入・金額変更・脱退（退職した場合は除く）はお取り扱いできません。 <p>保険料の払込方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●11月支給給与から毎月引き去ります。
<p>責任開始期（加入日）</p>	<p>2025年11月1日</p>	<p>退職後継続加入</p> <ul style="list-style-type: none"> ●退職後継続加入の対象者は、退職時に団体定期保険に加入している、本人・配偶者および子どもです。 ●退職後、満期（10月末）まで退職時の保険金額で継続できます。ただし、保険金額の変更および家族のみ脱退はできません。 ●満期以降も継続される場合、本人・配偶者は更新時70歳6か月以下まで、子どもは22歳6か月以下まで継続加入できます。保険金額は満期時の保険金額の範囲内で、かつ、本人は1,000万円が上限となります。配偶者・子どもは本人の保険金額以下となります。増額はできません。保険料は変更となりますので、別途ご案内いたします。 ●一度、保険金額を減額した場合は、減額後の保険金額が上限となります。増額はできません。 ●新規加入のお取り扱いはありません。
<p>受取人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金受取人は、申込書にて指定できます。指定なしの場合は保険約款に記載の順位（被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位）となります。 ※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。 ●高度障がい保険金の受取人は、被保険者です。 	<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受取人を指定した後、次の更新期までに変更を必要とする場合は必ずお申し出ください。 ●加入者証は配付いたしません。 ●年度途中で脱退した場合、配当金はありません。 ●配当金は、保険期間終了後に到来する2月に分配予定です。（ただし、剰余金があった場合に限りです） ●退職等により、保険料控除証明書が必要な場合はお申し出ください。 ●移籍退職者・再雇用者・継続雇用者の方は継続加入となります。（原則として保険期間途中での脱退はできません）
<p>配偶者・子どもの加入</p>	<p>責任開始期（加入日）</p> <p>2025年11月1日</p>	<p>税法上の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お払い込みいただいた保険料から配当金を控除した額は一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条） ●本人の死亡保険金は、保険金受取人が本人の法定相続人のとき、「500万円×法定相続人数」まで非課税となります。（相続税法第3条、同第12条） ●被保険者が受け取る高度障がい保険金は非課税となります。（所得税法施行令第30条） ●本人が受け取る配偶者・子どもの死亡保険金は一時所得として課税されます。（所得税法第34条） <p>※2025年5月現在の税制に基づく記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。</p>
<p>受取人</p>	<p>受取人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金受取人は、申込書にて指定できます。指定なしの場合は保険約款に記載の順位（被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位）となります。 ※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。 ●高度障がい保険金の受取人は、被保険者です。 	<p>制度の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当パンフレットは、団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

特に重要なお知らせ（契約概要） 団体定期保険

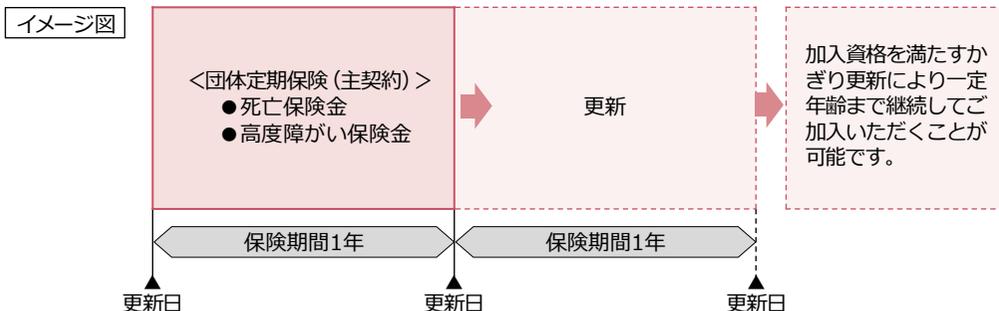
この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

①商品名称

子ども特約付団体定期保険

②商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



※保険料、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

③保険期間について

- 2025年11月1日～2026年10月31日までの1年間。以後、1年ごとに更新していきます。
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- 脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。

④保険金をお支払いする場合について

■死亡保険金

保険期間中に死亡した場合にお支払いします。

■高度障がい保険金

責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障がい状態のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。

◆所定の高度障がい状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金は重複してお支払いいたしません。

※保険金をお支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

⑤保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。保険料、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

⑥配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

⑦返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

⑧手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

⑨引受保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受保険会社から委託を受けて事務を行います。引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、その引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は2025年6月1日現在のものであり今後変更することがあります。

＜引受保険会社（カッコ内は引受割合）＞

大樹生命保険株式会社（36.0%）[事務幹事] 本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

日本生命保険相互会社（53.4%）

富国生命保険相互会社（5.2%）

第一生命保険株式会社（4.8%）

明治安田生命保険相互会社（0.6%）

⚠️ 特に重要なお知らせ (注意喚起情報) 団体定期保険

この『特に重要なお知らせ (注意喚起情報)』は、ご加入のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員 (配偶者および子どもを含む) が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、「特に重要なお知らせ (契約概要)」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

①健康状態について、加入申込者ご本人がありのままを告知してください (告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ (告知) ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者や子どもが加入される場合には、その配偶者や子どもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

②生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員 (営業職員・コールセンター担当者等) ・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

③傷病歴があった場合にも、全てのお申し込みをお断りするものではありません。

引受保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

④告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた保険料は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

①お申し込みの撤回について

この保険へのご加入のお申し込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

②責任開始期について

- ご提出いただいた申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入 (増額) 日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件 (加入者数等) を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

④保険金をお支払いできない場合について

次のような場合には免責または解除等となり、保険金をお支払いできませんので、お申し込みの際、特にご注意ください。

また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

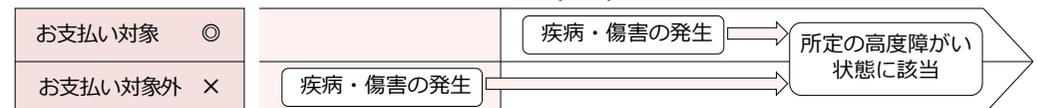
1. 解除等によりお支払いできない場合

- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき

2. 免責等によりお支払いできない場合

- 被保険者が加入から1年以内に自殺したとき
- 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
- 被保険者が故意に高度障がい状態となったとき
- 戦争、その他の変乱によるとき (ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- 高度障がい保険金の原因となる疾病・傷害が加入 (増額) 日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません (下図を参照ください)

▼加入 (増額) 日



⑥返戻金について

「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。

⑦生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。

⑨個人情報の取り扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、王子ホールディングス株式会社（以下、保険契約者）は、申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、保険契約者が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、保険契約者および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります。再保険の取り扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

⑩手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

■保険金のお支払いに関する手続きについて

- 保険金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。
- お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先]

王子製紙保険サービス株式会社 03-3546-7911

■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

⑪生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス；<https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【「障がい」の表記】当資料では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法令等で定められているものは、「障害」と表記する場合があります。